

沖縄市立室川小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、沖縄市室川小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

① いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)においては、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

同法に基づき、同年10月に文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、同法にいう「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指すとされ、また個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要があるとされている。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体専門家と協力をして、解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

② いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア) きらきらアンケート（毎月1回） ※様式1参照

いじめの早期発見・予防のためのアンケートを行う。

(イ) いじめ追放週間（6月） ※様式3参照

(ウ) 児童の問題行動の報告（毎月1回）

暴力行為、器物破損、いじめ、金銭せびり等の問題行動の人数を毎月生徒指導部、市教委に報告する。

(エ) 人権の日（毎月1回）

毎月第3火曜日を「人権の日」と位置づけ、人権教育を意識した学習活動をする。活動の時間として特別の教科 道徳、特別活動、各教科、総合的な学習の時間、短学活等の時間を活用する。

(オ) いじめアンケート（学期1回：5月・10月） ※様式2参照

いじめの実態について細かく把握し、早期発見・予防のためにアンケートを行う。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

(イ) 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

(ウ) 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

(エ) 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

③ いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

ア いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

(ア) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

- (イ) おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (エ) 「きらきらアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (ア) いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- (ア) いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して、学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- (イ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「心の相談室」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

④ いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 学校内の組織

(ア) 「児童理解部」

毎月1回児童理解部及び学年代表1人で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。(※その後、全教職員共通理解)

(イ) 「いじめ防止対策委員会」

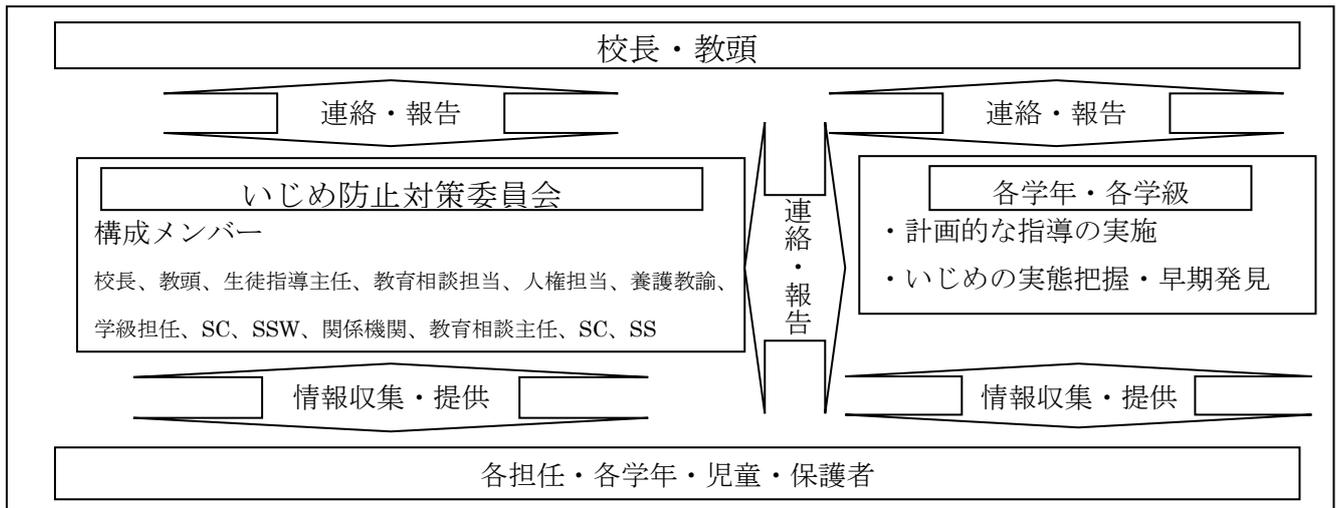
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、児童理解部に人権担当、当該学級担任、S C、S S W、関係機関を含めたいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

イ 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対応する。緊急を要する問題行動が発生した時に、緊急生徒指導委員会を開催する。

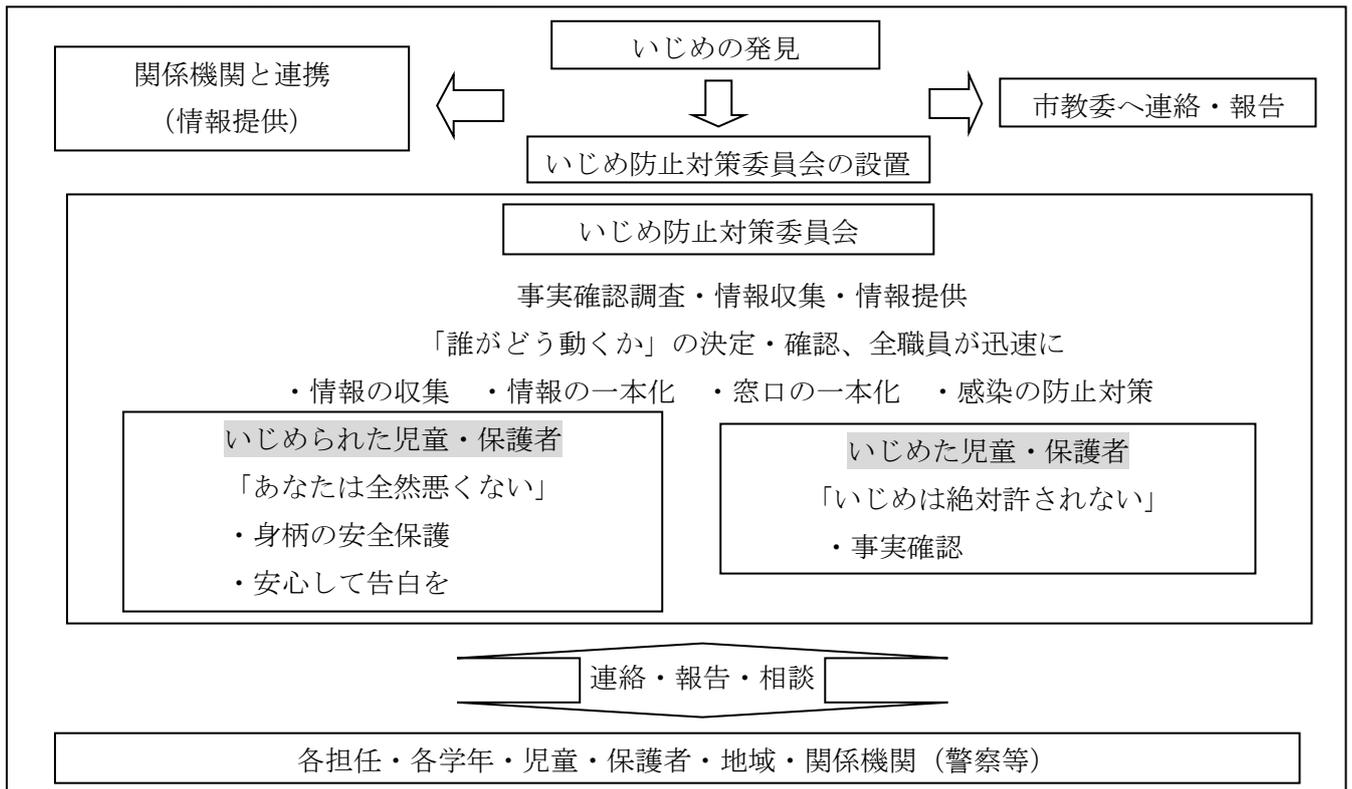
「緊急生徒指導委員会」…校長、教頭、生徒指導主任、P T A会長、生活指導部長、沖縄警察署、主任児童民生委員、校区自治会会長、青少年センター長

⑤ いじめ防止体制（平常時）



※「いじめ問題対策委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者や関係機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

⑥ いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
(取り組みの分析・改善)